教　務　関　係

【校時】

SHR･朝活動	8:35 ～ 8:45	予鈴	13:20
1時間目	8:50 ～ 9:40	5時間目	13:25 ～ 14:15
2時間目	9:50 ～ 10:40	6時間目	14:25 ～ 15:15
3時間目	10:50 ～ 11:40	終礼清掃	15:15 ～
4時間目	11:50 ～ 12:40	放課後	部活動・補習など
	〈昼休み〉		

【暴風警報または特別警報発令時の措置】

大阪市に、暴風警報または特別警報が発令された場合、正確な情報をもとに、下記の要領で行動すること。なお、大阪市以外の市町村に暴風警報または特別警報が発令された場合、当該市町村に居住している生徒は下記に示されている時間帯について欠席あるいは欠課であるが出席扱いとする。

1．暴風警報または特別警報が発令されている場合の登校時間
（1）7時までに解除された場合・・・平常通り8時35分登校
（2）10時までに解除された場合・・・13時15分登校
（3）10時までに解除されない場合・・・休校

2．定期考査
（1）定期考査は開始時刻をずらして、原則として当日の予定科目をすべて実施する。開始時刻は登校に準じることとする。
（2）その他、状況に応じて適宜、判断、連絡することとする。

3．別途、学校より指示があった場合は、それに従うこと。なお大阪府教育庁から指示があった場合は、それが優先する。

4．注意事項
（1）学校への電話での問い合わせは緊急時以外しないこと。
（2）登校の場合はその日のすべての授業の用意をすること。（時間割を変更する場合がある）
（3）休校の場合は、登校を禁止する。
（4）警報が途中で解除され、登校するときは交通機関が混乱するので、早い目に家を出ること。

【遅刻・欠課等の取り扱い】

1．遅刻
朝のSHRは8：35から。校門を遅刻せずに通過していても、このときに教室内にいなければ「遅刻」である。

2．欠課
授業・定期考査を欠席した場合、および遅刻・早退・保健室等で半分以上授業に出ていない場合は、欠課となる。
学校が公認した欠席・遅刻・早退は、欠課に含めない。公共交通機関の遅れの場合、「延着証明書」を学校へ提示すること。

3.忌引き・・・欠席や欠課に含まれない。

・父母、保護者　～５日
・祖父母、兄弟姉妹　～３日
・伯叔父母、曾祖父母、同居親族　～２日
・その他の親族　～１日

＊休業日は連続する忌引きの日数に含まれる。

4．出席停止
学校が定めた出席停止は欠課にはならない。それは、生徒指導上の停学・就職試験・大学受験・学校保健安全法で定められた以下の学校感染症にかかった場合である。（下表参照） 学校感染症の場合は、医師による登校許可の証明書（学校指定の様式は、本校HPから印刷可能）の提出を求める場合がある。

●学校感染症一覧

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第１種	＊下記を参照	治癒するまで
第２種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症＊＊	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第３種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊第１種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）

＊＊：病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。

生徒指導関係

【授業の心得】
授業時には以下のことを守ること。
一、授業は静かに受ける。
二、授業開始時には座席表どおりに着席しておく。
三、制服を正しく着る。
四、机の上に電子機器、かばん、飲みもの、食べものなど授業に必要にない物を置かない。
五、授業を担当する先生の指導に従う。

【制服着用規定・期間について】
本校指定の制服を正しく着用すること。例えばズボンをずらして着用する行為やシャツの裾が出ている、スカートを腰の部分で折り曲げて短く変形するなどは「正しく着用」されている状態とみなさない。また期間ごとに決められた制服で登校すること。

冬服期間
＊　ブレザーを着用して登下校すること。
＊　長袖シャツにネクタイもしくはリボンを着用して登下校すること。
＊　防寒着として、ブレザーの上から華美でない色の防寒着の着用を認める。

その他の期間
＊　ブレザーの着用を自由とし、気候に合わせ夏服・冬服を選び着用する。
＊　ネクタイ・リボン着用は自由とする。

その他
＊　本校指定のカーディガン・ベスト・セーターは年間通して着用を認める。
＊　スカートの下に長ジャージをはく、ブレザーの内側にパーカーや本校指定外のセーターを着用する等は認めない。
＊　指定のシャツ以外の着用を認めない。ネクタイ・リボンを忘れた場合は、生徒指導室で貸し出す。
＊　登校時や校内で異装をしていた場合、預かり指導とする。
＊　異装をしている、ネクタイ・リボン忘れ、スリッパ・ヒール・サンダル登校などの服装違反が繰り返される場合は、指導の対象となる。
＊　特別な事情があり指定の服装を着用できない場合や基準を維持できない場合は、事前に学年・生徒指導部に相談すること。

【みだしなみ指導】
＊　みだしなみについては、華美にならないようにすること。学年・生徒指導部が華美だと判断した場合は改善を指示することがある。
＊　頭髪は生まれながらの自然な状態を維持し、清潔感のある髪型とすること。
＊　カラーコンタクトレンズ、ネイルは禁止とする。
＊　アクセサリーは、学校生活に不必要なため、身につけないこと。特にピアスは危険を伴うので、発見次第預かり指導となる。

【携帯電話・スマートフォン】
＊　授業中、HRやSHR時の私的な使用を禁止とする。
＊　廊下や登下校中の歩きながらスマホ、また、大声での通話や大音量での音楽鑑賞など、周囲に迷惑になるような使用方法をしないよう、マナーの向上に努める。
＊　SNSでのいじめや犯罪に巻き込まれることの無いよう、十分に注意して使用すること。

【問題行動指導】
＊　法律・校則の違反や、他人に迷惑をかける行為は特別指導（停学等）の対象となる。
＊　特別指導となる主な行為
喫煙（所持・同席）・飲酒（所持・同席）・薬物・ケンカ・暴力・いじめ・単車登校（自走することのできる乗り物を含む）・交通違反・窃盗（万引き）・賭博・不正行為（カンニング等）・対教師暴言、暴力、威嚇等・指導拒否・怠学・問題行動指導カード・迷惑行為・器物破損

【交通安全指導】
＊　自転車通学を行う際は、必ずその旨を学校に申請し、学校所定のステッカーを自転車後部の見えやすいところに貼った上で登校すること。
＊　駐輪場では、決められた枠内に整頓して駐輪し、決められた場所以外には駐輪しないこと。駐輪時は必ず施錠すること。又、学校周辺に自転車を駐輪することも禁止する。
＊　自転車の傘さし運転、２人乗り、携帯電話を使用しながらの運転やイヤホンをしたままの運転などは禁止とし、交通法規に従って乗車すること。
＊　自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。
＊　オートバイ・自動車・スケートボード・自走することのできる乗り物での登下校は禁止する。また、保護者以外の人に自動車等で送り迎えしてもらうことを禁止する。

【アルバイトについて】
＊　アルバイトをする場合は、保護者とよく相談し、学校生活に支障のないようにすること。

附則

この生徒必携は平成３０年４月１日に制定・施行する

附則

この生徒必携は令和５年１１月１日に制定・施行する

附則

この生徒必携は令和６年１０月１日に制定・施行する